

宇治市水道事業給水条例施行規程

昭和 54 年 10 月 31 日水道事業管理規程第 6 号
改正 平成 26 年 4 月 1 日水道事業管理規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、宇治市水道事業給水条例(昭和 37 年宇治市条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(代理人の選定届等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項に規定する代理人を選定または変更しようとする者は、代理人選定(変更)届(別記様式第 1 号)を宇治市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(総代理人の選定届等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する総代理人の選定または同条第 2 項に規定する変更の届出は、総代理人選定(変更)届(別記様式第 2 号)によるものとする。

(総代理人の責務)

第 4 条 総代理人は、給水装置使用者から水道使用料、メーター使用料および修繕料を徴収し、これを一括して納付しなければならない。

(給水装置の異状届)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による届出は、給水装置異状届(別記様式第 3 号)によるものとする。

第 6 条 削除

(給水装置新設等の申込手続)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項に規定する工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書(別記様式第 4 号)を管理者に提出しなければならない。

(設計変更等の届出)

第 8 条 給水装置工事の申込みをした者が、その設計を変更し、若しくはその工事を中止し、またはその申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事設計変更・工事中止・申込取消届(別記様式第 6 号)を管理者に提出しなければならない。

(しゅん工検査依頼書の提出)

第 9 条 条例第 11 条第 2 項の規定により工事検査を受けようとする者は、しゅん工検査依頼書(別記様式第 6 号の 2)を管理者に提出しなければならない。

(工事費の予納)

第 10 条 条例第 15 条第 1 項に規定する工事費の概算額を、工事着工日までに納入しないときは、当該工事の申込みは取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(メーターのき損等の届出)

第 11 条 条例第 20 条第 3 項の規定によるメーターを亡失し、又はき損したときは、メーター亡失・き損届(別記様式第 7 号)を速やかに管理者に届け出なければならない。

(条例第 18 条の申込み及び第 21 条の届出)

第 12 条 条例第 18 条の規定による申込み及び第 21 条の規定による届出の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を開始しようとするとき……給水装置(公共下水道)使用開始届(別記様式第 8 号)
- (2) 給水装置の使用を中止しようとするとき……給水装置(公共下水道)使用中止届(別記様式第 9 号)
- (3) 消火演習に消火栓を使用しようとするとき……消火栓使用届(別記様式第 10 号)
- (4) 給水装置を季節的、一時的な施設等の用に使用開始し、又は使用廃止しようとするとき……給水装置臨時使用開始・廃止届(別記様式第 11 号)
- (5) 給水装置の用途を変更しようとするときおよび給水装置の使用者又は所有者に変更があつたとき……給水装置用途使用者等変更届(別記様式第 12 号)
- (6) 給水管の共用又は共用給水装置の使用世帯(戸)数若しくは箇所数に異動があつたとき……共用(専用)給水装置使用世帯異動届(別記様式第 14 号)

(検査の請求)

第 13 条 条例第 23 条第 1 項に規定する検査を請求しようとする者は、給水装置・水質検査請求書(別記様式第 15 号)を管理者に提出しなければならない。

(メーターの検査)

第 14 条 管理者が、メーターの機能について検査した結果、メーター指示量の誤差が計量法(昭和 26 年法律第 207 号)に規定する公差以上であるときは、その誤差の割合に応じて前回の検査以後の使用水量を補正する。

2 メーターの検査には検査請求者を立ち合わせる。ただし、検査請求者の立ち合いがない場合は、検査結果に対し異議を申し立てることができない。

(使用水量の計算)

第 15 条 メーターの指示量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。

(低所得者用)

第 16 条 条例第 3 条第 3 号の規定により管理者が低所得者用として認定する基準は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(以下「被保護世帯」という。)及び世帯人員数に応じて別表に定める低所得者基準額以下の世帯とする。

2 低所得者用の認定を受けようとする者は、低所得者用認定申請書(別記様式第 16 号)に前年の所得を証明する書類を添えて、管理者に申請しなければならない。ただし、被保護世帯については、この限りでない。

3 翌年度において引き続き低所得者用としての認定を受けようとする者は、3月末日までに前項の規定により申請書を提出しなければならない。

(決定)

第17条 管理者は、前条第2項又は第3項に規定する申請書を受理したときは必要事項を審査し、低所得者用としての適否を決定したときは、低所得者用認定(不認定)通知書(別記様式第17号)により申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により低所得者用としての認定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月分に係る水道料金から低所得者用の取扱いを行うものとする。

(料金等の軽減又は免除)

第18条 条例第36条に規定する料金、手数料その他の費用(以下「料金等」という。)の軽減又は免除を受けようとする者は、料金等軽減(免除)申請書(別記様式第18号)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項本文に規定する申請に基づき、必要事項を審査し、料金等の軽減又は免除の適否を決定したときは、料金等軽減(免除)決定通知書(別記様式第19号)により申請者に通知するものとする。

(小規模貯水槽水道の管理及び検査の受検)

第19条 条例第41条の3第2項に規定する貯水槽水道の管理及びその管理についての検査の受検は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条に規定する管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成26年水道事業管理規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。